

山鹿市地域別ハザードマップ作成業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

山鹿市では、既存の山鹿市総合防災マップ（2017年3月発行）の更新・統合を行うことで、市民の諸災害に対する防災意識向上に資することを目的として、公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により、各提案事業者の業務遂行に関しての知見、技術、経験等を見極め、本業務に最も適した事業者を契約候補者として選定する。

1 業務概要

- (1) 業務名 山鹿市地域別ハザードマップ作成業務委託
- (2) 業務内容 別紙「山鹿市地域別ハザードマップ作成業務仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり
- (3) 業務期間 契約締結の日から令和7年3月27日まで
- (4) 提案上限額 12,000,000円（消費税及び地方消費税相当額含む。）
提案上限額を超える提案は失格とする。また、この金額は契約金額を示すものではない。
- (5) 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

2 担当部署

〒861-0592 山鹿市山鹿987番地3
山鹿市役所 総務部 防災監理課 防災係
TEL0968-43-1113 FAX0968-44-0373
Mail : bousai@city.yamaga.kumamoto.jp

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、それぞれの申立てがなされた者であっても、参加申し込み時点において裁判所から再生又は再生計画の認可決定を受けた者は、この限りではない。
- (3) 山鹿市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団および同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係者でないこと。
- (4) 市に、市工事等の一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（以下「指名願」という。）を提出し、資格者名簿に登録されていること。
- (5) 山鹿市工事等契約に係る指名停止等の措置要綱（平成17年告示第122号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。 ※公告日現在から受託候補者特定の日まで
- (6) 平成28年度以降において、自治体発注の同種業務の履行実績を有すること。

4 実施日程（スケジュール）

項目	日程
公告（実施要領等の公表）	令和6年4月19日（金）
参加意思表明書等の提出期限	令和6年5月2日（木）17時まで
質問書の提出期限	令和6年5月10日（金）17時まで
質問書に対する回答	令和6年5月17日（金）
企画提案書等提出期限	令和6年5月24日（金）17時まで
1次審査（書類審査）	令和6年5月下旬 予定
1次審査結果の通知	令和6年5月下旬 予定
2次審査（プレゼンテーション）	令和6年6月中旬 予定
2次審査結果通知（最終）	令和6年6月中旬 予定
契約締結	令和6年6月下旬 予定
業務開始	令和6年6月下旬 予定

5 参加意思を表明する書類等の提出

本業務への参加希望者は次の書類をすべて下記の提出期限までに提出すること。

なお、参加表明後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式2）を期限内に提出すること。

（1）提出書類

- ① 参加意思表明書（様式1） 1部
- ② 会社概要（任意様式） 1部
- ③ 業務実績調書（様式3） 10部
- ④ 参考資料（実績ハザードマップ） 各1部（最大3件分）

※参考資料は、「業務実績調書（様式3）」に実績として記載し、実際に作成したハザードマップ。最大3件までとし、各1部を提出。

（2）参加意思表明書等提出期限

令和6年5月2日（木）17時必着

（3）提出方法及び提出先

持参又は郵送とする（封筒表面に参加意思申込書等在中と朱書きすること。）

提出先は、本実施要領「2 担当部署」のとおり

6 実施要領等に関する質疑及び回答

（1）質問方法

質問書（様式4）に質問内容を簡潔に記載し、電子メールにより提出すること。

なお、電話、口頭及び提出期限後の質問は受け付けない。

（2）質問書の提出先

本実施要領「2 担当部署」のとおり

（3）回答方法

令和6年5月17日（金）に、市のホームページに掲載する。

なお、回答した内容は、本実施要領の内容に追加され、または修正されたものとみなし、回答に対する問い合わせ及び異議申し立ては受け付けない。

7 企画提案書等の作成要領等

（1）企画提案書の内容

- ① 「9 選考基準」に記載している各項目について必ず記載すること。
また、アピールポイントなどを簡潔にわかりやすく記載すること。
- ② 現段階で構想しているハザードマップの仕様内容

③ ハザードマップのイメージ

④ 災害時及び平常時における役立情報の掲載内容

⑤ 提出する企画提案書に基づきプレゼンテーションを実施すること。

なお、プレゼンテーションは20分、ヒアリング（質疑応答）10分で予定しているため時間内にプレゼンテーションが可能な企画提案書の構成とすること。

(2) 提出書類

提出書類等	様式	正本	副本	特記事項
企画提案書提出届	様式5号	1	9	日付は提出日を記入すること。 事業者名等を記入し、押印すること。
業務実施体制提出届	様式6号	1	9	日付は提出日を記入すること。 事業者名等を記入し、押印すること。
配置予定技術者に関する調書	様式7号	1	9	日付は提出日を記入すること。 氏名、保有資格等を記載すること。 なお、保有資格、直接雇用係る照明書類（資格者証、保険証等）の写しを添付すること。
企画提案書	任意様式	1	9	日付は提出日を記入すること。 A4版縦書き、横書き、左とじとすること。ただし、図表等はA3版横でも可。なお、A3版は片面でA4版2ページとして取り扱う。 コンセプトや構成が伝わるような両面印刷30ページ以内のものとする。 表紙、目次はページ数に含まない。 なお、仕様を満たした内容とし、国の最新動向や、独自の提案があれば反映させること。 簡潔かつ明瞭に記述し、専門知識を有しない者でも理解できるよう分かりやすい表現とするよう配慮すること。 企画提案書の量で評価するものではない。 プレゼンテーションをする際にプロジェクターを使用する場合は、企画提案書に記載が無い内容を使用しないこと。
工程表	任意様式	1	9	日付は提出日を記入すること。 6月下旬から令和7年3月27日という日程で作成すること。
提案見積書	様式8号	1	9	日付は提出日を記入すること。 事業者名等及び金額を記入し、押印すること。 合計金額（消費税及び地方消費税含む）は限度額を超えてはならない。 見積金額の内訳を任意の様式で添付すること。

※上記を記録した電磁的記録（CD-R又はDVD-R）を併せて提出すること。

(3) 提出期間

令和6年5月24日（金）までとする。

また、参加辞退届（様式2）の提出期限も同様とする。

(4) 提出方法及び提出先

持参又は郵送（封筒表面には企画提案書等在中と朱書きすること）

提出先は、本実施要領「2 担当部署」のとおり

8 審査方法

審査は次の2段階で行う。ただし、参加者が3者程度であれば一次審査は行わない。

(1) 1次審査

本要領「5 参加意思を表明する書類の提出」に記載する書類を審査し、審査委員の合議により1次審査合格者として3者程度を選定する。

また、令和6年5月下旬に、提案者に対し、1次審査結果通知書を参加申込書へ記載されたFAX番号もしくはメールアドレス宛に通知を行う。

なお、審査結果に対する意義等は一切受け付けない。

(2) 2次審査

1次審査合格者には2次審査として、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

なお、会場・時間等の詳細は別途通知し、2次審査は非公開とする。

① 企画提案書に基づき、プレゼンテーション形式で行う。

② 2次審査への参加者は3名以内とする。

③ 業務の責任者となる予定の者は、プレゼンテーションに原則参加すること。

④ プレゼンテーション順は、企画提案書受理順とする。

⑤ 企画提案書に基づきプレゼンテーションを行い、追加資料の提出は認めない。

⑥ 出席できない場合は、企画提案参加の意思がないものとみなす。

⑦ 審査委員会において、プレゼンテーションを実施の上、「9 選考基準」により、企画提案書、事業費及びプレゼンテーション内容を総合的に評価し、受託候補者と次点者を選定する。なお、審査内容、審査経緯については公表しない。

⑧ 2次審査結果については、選定された提案者及び選定されなかった提案者に対し、参加申込書へ記載された住所に通知を行う。

なお、審査結果に対する異議等は一切受け付けない。

9 選考基準

選考基準	審査の視点	配点
業務実績	平成28年度以降の同種及び類似業務の実績とその中で有効な施策展開につながったものがあるか。	15
実施体制	業務実施責任者等は、同種及び類似業務の経験を十分に有しているか。また、専任性が確保されているか。業務遂行のための適切な組織体制があるか。	10
現状把握	現行総合防災マップの修正必要箇所等の問題点、課題等について把握しているか。	15
業務内容①	構想しているハザードマップの内容がわかりやすいものとなっているか。また、その内容は本市における災害危険特性を加味した内容となっているか。	15
業務内容②	その他、提案内容が平時からの防災・減災に具体的ににつながるものとなっているか。 (子ども、高齢者、外国人等に配慮した内容になっている等)	15
スケジュール	提案内容に見合ったスケジュールとなっているか。	10
見積価格	見積書記載の金額	20
合 計		100

10 契約の手続き

- (1) 「8 審査方法」において選定された受託候補者と交渉を行い、内容について合意の上、「山鹿市地域別ハザードマップ作成業務」の委託随意契約を締結するものとする。ただし、受託候補者と合意に至らない場合は、次点者と交渉する。
- (2) 契約にあたっては、契約書を交わすこととする。
- (3) 契約保証金は、山鹿市契約規則第29条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、同規則同条各号に規定する場合は全部又は一部をおさめさせないことができる。
- (4) 当該業務を進めるにあたり、選定された企画提案書を尊重するが、その内容に限定されることなく、選定された提案者と協議して変更することができるものとする。
- (5) 委託費の支払いについては、事業完了報告書の提出を受け、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

11 その他

- (1) 提出された企画提案書等の提出書類は返却しない。
- (2) 提案者が1者の場合でも、審査の対象とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出、プレゼンテーションなどに関して必要となる経費については、提案者の負担とする。
- (3) 参加申込書及び企画提案書等が次の条件の一つに該当する場合には、審査の対象から除外する。
 - ① 定めた提出方法、提出先、期限に適合しない参加申込書及び企画提案書
 - ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない企画提案書
 - ③ 虚偽の内容と認められる記載がされている企画提案書
 - ④ 関係者に関する工作等不正な活動を行ったと認められる場合
 - ⑤ その他、不適切と判断された場合
- (4) 審査の経緯及び内容に関しては、いかなる問い合わせにも応じないものとする。
- (5) 見積金額が以上に低い場合や公正な取引の秩序を乱す恐れがあり、著しく不相当と認められる場合には、当該提案者から説明を求める場合がある。
- (6) 本プロポーザルに係る提出物は、本事業に審査以外では一切使用しない。ただし、採用提案を除く。また、第三者に等に開示することはできないこととする。
- (7) 本業務の委託先については、審査会において選定された提案者を対象として市の内部手続きを経た上で決定するもので、審査会の審査結果をもって決定するものではない。